

## 入札説明書

下記競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

調達案件名称	堺市立榎文化会館 常駐警備業務
履行場所	堺市南区桃山台 2-1-2
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
業務概要	履行場所における下記の業務 ①出入監視 ②火災への予防 ③盗難の防止④駐車場内の事故防止及び輻輳時の整理 ⑤特定箇所の施錠及び開錠 ⑥危険の一時的監視 ⑦遺失物の引き渡し ⑧総合防災受信盤 ⑨警備業務に付随する業務など
入札方法	紙入札（郵送入札）
入札金額	総価（詳細は下記9（2）を参照）
見積明細書	不要
契約方法	総価契約
最低制限価格	設定する
事後審査	無

### 2 契約事務担当部署

郵便番号・所在地	〒590-0061 堺市堺区翁橋町2丁1番1号
担当部署	公益財団法人堺市文化振興財団 事務局総務課：橘、高野（質問 榎文化会館：林、濱澤）
電話番号等	TEL: 072-228-0114 FAX: 072-228-0115
メールアドレス	toga@sakai-bunshin.com (下記8の「質問書」提出の際にあて先に設定すること)

### 3 入札参加資格要件

当該案件への入札参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）

(以下「入札参加回避」という。)を受けていないこと。

- (3) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)(以下「入札参加除外」という。)を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く)
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く)
- (6) 本入札の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
  - (イ) 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 入札説明書で指定する書類の全てを提出できること。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること。
- (10) 堺市内に本店又は本店以外の事業所を有すること。

#### 4 入札に関するスケジュール

(1) 入札関係書類の配布	公告日から参加申請締切日まで
(2) 質問受付	公告日から令和6年2月7日(水)午後5時まで
(3) 質問回答	令和6年2月14日(水)(予定)
(4) 入札参加資格確認申請	公告日から令和6年2月16日(金)午後5時まで
(5) 入札参加資格確認結果通知	令和6年2月20日(火)
(6) 入札及び開札	令和6年2月29日(木)午後1時00分執行

#### 5 入札関係書類の配布

##### (1) 配布方法

財団ホームページからダウンロードすること。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

財団ホームページ：<https://www.sakai-bunshin.com/>

##### (2) 費用に関すること及び目的外使用の禁止

入札関係書類は無料とする。なお、入札関係書類は本入札の積算、見積り以外の目的で使

用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。

## 6 入札参加資格確認申請

入札参加者は、「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記2の契約事務担当部署から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

### (1) 申請手続

申請期間	前記4(4)のとおり
申請先	前記2の契約事務担当部署のとおり
申請書類	①入札参加資格確認申請書 ・必要事項を記入し、押印等をした上で1部提出すること。 ②国税の納税証明書(法人はその3の3、個人はその3の2とし、本入札の公告開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。) ・提出部数は1部とする。 ③堺市内に本店又は本店以外の事業所を有することがわかる資料 ④組合員名簿の写し(組合で参加する場合に限る。)
申請方法	直接持参又は郵送(FAX、電子メール等不可)すること。 【直接持参の場合】上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで(第1、第3月曜日を除く)に持参すること。 【郵送の場合】上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記2の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
注意事項	①申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。 ②提出書類に虚偽の記載がある場合は本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。 ③組合とその組合員が前記3(7)ア、イのいずれかの場合(以下「組合員の重複」という。)には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

### (2) 入札参加資格確認申請の取下げ

入札参加資格確認申請書の提出後、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ場合は、下記の手続により取下げに係る申し出を行うこと。なお、「入札参加申請取下申出書」の様式については前記5のとおり配布する。

提出先	前記2の契約事務担当部署のとおり
提出書類	入札参加申請取下申出書
提出方法	直接持参又は郵送（FAX、電子メール等不可）すること。 【直接持参の場合】上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで（第1、第3月曜日を除く）に持参すること。 【郵送の場合】上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記2の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
注意事項	①提出に要する費用は、入札参加者が負担すること。 ②提出後の撤回はできないものとする。

## 7 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。（入札参加資格確認結果通知書は、当財団より郵送する。）

参加申請締切日の翌日から参加資格通知日までの間に前記3に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、本入札の入札参加資格を認めない。また、参加資格通知日から開札日までの間に前記3に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合も、本入札の入札参加資格を認めない。

入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、本入札を中止する。

## 8 質問受付と回答

### (1) 入札関係書類に係る質問

仕様書など入札関係書類に関する質問がある場合は、前記4（2）の期限までに「質問書」により前記2の契約事務担当部署に電子メールにより提出しなければならない。

「質問書」の様式については前記5のとおり配布する。また、提出は電子メールに限り、直接持参、郵送、FAXなど他の方法で提出があっても受け付けしない。なお、提出した旨を前記2の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

### (2) 質問への回答

質問への回答は、前記4（3）の日程（予定）で堺市文化振興財団ホームページにおいて公表する。

堺市文化振興財団ホームページ：<https://www.sakai-bunshin.com/>

なお、上記回答日程に関わらず、急を要する回答については、同ホームページにおいて随時公表する。

## 9 入札手続等

本入札は下記とおり執行する。なお、下記のほか、別紙「郵便による入札の注意事項」を必ず確認すること。

(1) 入札方法及び開札場所等

入札及び開札日時	前記4（6）のとおり
入札方法	紙入札（郵送入札） 応札は、前記5のとおり配布する入札書をもって行うこと
入札書提出方法	郵送（直接持参、FAX、電子メール等不可） <u>書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）で郵送</u> すること その他別紙「郵便による入札の注意事項」のとおり
入札書提出先、 入札書提出期限	前記2の契約事務担当部署のとおり 上記入札（開札）執行日の <u>2日前までに必着</u> とする。なお、郵送で提出した旨を前記2の契約事務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。
開札場所	堺市南区桃山台 2-1-2 堺市立榎文化会館 研修室
注意事項	別紙「郵便による入札の注意事項」のとおり

(2) 入札書に記載される金額

入札は総価で行う。

入札金額は令和6年度の総価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。また、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

(3) 落札者又は落札候補者の決定方法

下記10に定める入札の無効に関する要件に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。くじの方法等については別紙「郵便による入札の注意事項」を参照のこと。

(4) 入札回数等

- ① 入札回数は1回とする。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行う。
- ② 再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知するので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送すること。

(5) 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

(6) 開札時の立会い

開札時において、入札参加者は任意で立会いに参加することができる。ただし、立会人は1

者につき1名に限る。

立会いを希望する者は、開札の開始時間までに開札場前に集合すること。代理人が立ち会う時には、「立会委任状」と委任状に押されている代理人の印鑑を必ず持参すること。入札参加者の立会いが無い場合は、当財団の職員で本入札に関係のない職員の立会いのもと開札を執行する。

## 10 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札（入札参加資格を取り消された者が、入札参加資格の取消しを受ける前にした入札を含む。）
- (2) 本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (3) 別紙「郵便による入札の注意事項」の「4. 郵便による入札方法の不備について」に該当する入札
- (4) 開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められ、又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札
- (7) 同一の入札について、自己の他、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (9) 数人が共同して行った入札
- (10) 再度入札を実施した場合において、前回最低金額を上回る価格で行った入札
- (11) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で行った入札
- (12) 同一の入札回数内において、2以上の入札を行った場合の入札
- (13) その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

## 11 入札の辞退等

- (1) 入札書提出後辞退の禁止

入札参加者は、入札書提出までの間、入札を辞退することができる。

ただし、入札書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても入札書の引換え変更又は撤回を認めない。また、入札の辞退を行った後は、辞退の撤回を行うことはできない。

- (2) 辞退の方法

入札参加者は、入札参加資格を喪失する等の事由が生じた等の理由により入札を辞退するときは、入札書の受付期間中に「入札参加辞退届」に事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部を前記2の契約事務担当部署に提出すること。

- (3) 不利益な取扱いの排除

入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札参加等において不利益な取扱い

をすることはしないものとする。

(4) 入札書未到達の場合の取扱い

入札書の受付期間を過ぎても入札書が到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

1.2 入札執行の中断、延期、中止等

入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止又は従来紙を用いた入札に変更（以下「中断等」という。）する場合があります。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通断絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

1.3 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

- (1) 受注者は、排除要綱第11条第1項に基づく当財団あての誓約書を契約締結までの間に、契約書類と併せて前記2の契約事務担当部署へ提出すること。

1.4 入札参加資格を満たさなくなった入札参加者、落札候補者又は落札者について

- (1) 理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者又は落札候補者が前記3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、落札者とししないものとする。
- (2) 理事長は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しない。  
(ア) 前記3に掲げる要件を満たさなくなった場合（下記イ又はウに該当する場合を除く。）  
(イ) 入札参加除外を受けた場合  
(ウ) 大阪府警からの通報等があった場合

1.5 入札保証金及び違約金に関する事項

入札保証金は公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第13条の2第3号の規定に基づき免除とする。ただし、落札者が下記(1)又は(2)に該当した場合は、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとし、下記(3)に該当する場合は、違約金を徴収することができるものとする。

- (1) 正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合
- (2) 前記「1.4(2)ア」に該当し、契約を締結しない場合
- (3) 前記「1.4(2)イ」又は前記「1.4(2)ウ」に該当し、契約を締結しない場合

## 16 その他

- (1) 落札決定後、10日以内（理事長が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書を作成し、提出すること。
  - (2) 契約保証金  要  （契約金額の100分の10以上）。ただし、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第28条の2に該当する場合は、免除する場合がある。
  - (3) 契約書作成の要否  要
- なお、契約書の案については、入札関係書類の一部として堺市文化振興財団ホームページに掲載しているため、必ず内容を確認し、了承した上で参加すること。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (5) 入札参加者は、入札参加資格確認申請後、入札参加可の通知を受けた時点又は開札後において、前記3に掲げる要件を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに前記2の契約事務担当部署に報告すること。
  - (6) 契約の締結に関しては、落札者に対して別途前記2の契約事務担当部署から連絡を行う。
  - (7) 本入札は、公益財団法人堺市文化振興財団の令和6年度の予算の成立を前提とするため、令和6年度の予算が成立しない場合は、本入札の入札関係書類によってなされた入札に関する行為並びに契約の締結は、無効とする。